

平成28年第5回上峰町議会臨時会会議録

会期 平成28年11月28日 (月曜日) 1日間 本会議1日

平成28年11月28日第5回上峰町議会臨時会は、町議場に招集された。(第1日)	
出席議員 (10名)	1番 向井 正 2番 吉田 豊 3番 田中 静雄 4番 碓 勝 征 5番 漆原 悦子 6番 井上 正宣 7番 吉富 隆 8番 大川 隆城 9番 原田 希 10番 寺崎 太彦
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 矢動丸 壽 之 総務課長 江崎 文 男 まち・ひと・しごと創生課長 北 村 玲 財政課長 高島 浩 介 教育委員会事務局長 吉 田 淳
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長 二 宮 哲 次 議会事務局主査 江 崎 智 恵

議事日程 平成28年11月28日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長のあいさつ
- 日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第49号～議案第52号)
- 日程第5 議案審議
議案第49号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第50号 特別職の給与条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第52号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第9 討論・採決

午前9時30分 開会

○議長（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。本日は、平成28年第5回上峰町議会臨時会が招集されましたところ、御多忙中の中、御参集いただきまして、ありがとうございました。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成28年第5回上峰町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（寺崎太彦君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番吉田豊君及び3番田中静雄君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（寺崎太彦君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 町長のあいさつ

○議長（寺崎太彦君）

日程第3. 町長のあいさつ。

町長の挨拶をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成28年第5回上峰町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多忙の中、御出席賜りましてまことにありがとうございます。

本日は4議案を上程させていただいております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

これで町長の挨拶は終わりました。

日程第4 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（寺崎太彦君）

日程第4. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案の提案理由の概要説明をさせていただきます。

議案第49号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、これにつきましては、人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされまして、公民の給与格差に基づく給与改定となっております。月例給は引き下げ、期末勤勉手当は引き上げを行い、勤勉手当に配分するものでございます。

平成28年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第50号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、特別職の国家公務員の給与等に関する法律が改正され、特別職の期末手当を0.1月引き上げる法案内容となっておりますので、本町の特別職の給与条例の一部を改正するものです。

平成28年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

人事院勧告及び佐賀県人事委員会勧告がなされ、特別職の国家公務員の給与等に関する法

律が改正され、特別職の期末手当を0.1月引き上げる法案内容となっておりますので、本町の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

平成28年11月28日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第52号

平成28年度上峰町一般会計補正予算（第4号）

平成28年度上峰町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,389,139千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,214,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年11月28日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど主管課長、室長より補足説明をいたします。

以上、4議案を提案させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ただいま町長より4議案が上程されました。

補足説明を求めます。

○総務課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは、議案第49号、議案第50号及び議案第51号の補足説明をさせていただきます。

今回のこの3議案につきましては、人事院勧告及び佐賀県人事委員会の勧告がなされ、条例の一部を改正するものでございます。

内容といたしまして、1つ目に、一般職の勤勉手当の0.1月分の引き上げ、それと特別職、議会議員の期末手当の0.1月分の引き上げ。

2つ目に、扶養手当の改正で配偶者に係る手当を13千円から6,500円に引き下げを行い、子供に係る手当額を6,500円から10千円に引き上げる内容でございます。

3つ目に、月例給、給料につきましては一般職が対象で、改定率を平均マイナスの0.065%引き下げるものとなっております。

それでは、議案第49号をお願いいたします。上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正

する条例でございます。

第1条につきましては、今年度に支給対象となります勤勉手当と給料関係の改正内容になっております。

まず、上峰町職員の給与に関する条例第19条第2項後段以降につきましては、勤勉手当の改正に伴う内容になっております。

その下の別表第1中以降の給料表につきましては、現行の給料表が4ページまで掲げられており、それ以降、8ページまでが改正後の給料表となっておりますのでございます。

同じく、8ページの真ん中より第2条になっております。平成29年度支給対象となります扶養手当の改正と勤勉手当の支給方法に対しての内容になっております。

上峰町職員の給与に関する条例第8条第2項以降につきましては、扶養手当に関する改定内容になっております。

9ページをお願いいたします。

9ページの中段の第19条第2項第1号中につきましては、今年度引き上げます0.1月分の勤勉手当が、平成29年度につきましては6月に0.05月、12月に0.05月に分かれて支給されるとなっておりますので、その内容でございます。

その施行期日につきましては、次の附則の中で第1条に、この条例は平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定につきましては平成29年4月1日から施行するとなっております。

また、月例給につきましては、平成28年4月1日にさかのぼって実施内容になっております。

次に、別表の新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表の1ページ、上峰町職員の給与に関する条例新旧対照表の第1条関係につきましては、先ほど申しあげましたように、平成28年度支給対象の改正内容になっております。

同じく、新旧対照表の7ページをお願いいたします。

7ページにつきましては、第2条関係といたしまして、平成29年度支給対象の改正内容となっておりますのでございます。

続きまして、議案第50号をお願いいたします。特別職の給与条例の一部を改正する条例でございます。

これは、特別職の給与条例の第4条関係、期末手当の別表第2の改正でございます。

内容につきましては、職員給与の条例改正で申しあげましたとおり、二段構えになっておりまして、先ほど説明いたしました期末手当の0.1月分の引き上げを、上のほうの第1条で今年度分の12月支給分といたします。

第2条では、平成29年度で6月で0.05月、12月で0.05月分をそれぞれ引き上げ、支給するものの改正内容になっております。

よって、下段の附則の施行期日につきましては、第1条が平成28年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行するという内容になっておるところでございます。

次に、議案第51号の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましても、先ほどの議案第50号と同様の内容になっているところでございます。

私のほうからは、議案第49号から議案第51号まで補足説明の内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明ありませんか。

○財政課長（高島浩介君）

皆様おはようございます。私のほうから、議案第52号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、お手元の予算書のほうの御準備をお願いいたします。

私のほうからは、今回の補正の総額について御説明をさせていただきます。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出予算補正のほうをお願いいたします。

まず、歳入のほうからでございます。

款、補正額、計の順に左のほうから右のほうへ読み上げて御説明をさせていただきます。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入、款の17. 寄附金、補正額5億円、計2,600,214千円。款の18. 繰入金、補正額889,139千円、計3,486,771千円。

歳入合計、補正額1,389,139千円、計10,214,937千円。

続きまして、3ページの歳出のほうをお願いいたします。

歳出、款の1. 議会費、補正額382千円、計77,433千円。款の2. 総務費、補正額1,386,915千円、計5,874,506千円。款の3. 民生費、補正額437千円、計1,573,692千円。款の4. 衛生費、補正額386千円、計610,505千円。款の6. 農林水産業費、補正額218千円、計379,341千円。款の8. 土木費、補正額205千円、計267,048千円。款の10. 教育費、補正額596千円、計506,774千円。

1枚めぐりまして、4ページのほうをお願いいたします。

下のほうで歳出合計になってまいります。補正額1,389,139千円、計10,214,937千円。

以上で、私からの補足説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんでしょうか。

○総務課長（江崎文男君）

私のほうからは、上峰町一般会計補正予算書の中の人事院勧告及び人事委員会の勧告に伴います補正予算内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の4ページ、5ページをお願いいたします。

説明の支出のほうの4ページ、5ページの中で、各款項目の中の節3の職員手当等につきましては、先ほどからの御説明のとおり、期末勤勉手当等の0.1月分の引き上げによる増額でございます。

また、4の共済費につきましては、職員手当の増額に対する特別職及び一般職の共済組合費の町からの負担分でございます。

以下、4ページ、5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、9ページにつきましても、同様の理由により、今回補正をするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

皆さんおはようございます。続きまして、私のほうからは、まち・ひと・しごと創生室が所管いたしておりますふるさと納税関係の予算補正について御説明を申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3ページをお願いいたします。

まず、歳入のほうですけれども、款の17. 寄附金のふるさと納税寄附金につきまして、当初の想定を上回る見込みが出てまいりました。このため、今回5億円の増額補正を行い、補正後の額を2,600,214千円といたしております。

次に、款の18. 繰入金のふるさと寄附金基金繰入金につきまして、885,739千円の増額補正を行いまして、補正後の額を3,298,644千円といたしております。

続きまして、4ページの歳出をお願いいたします。

款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の10. ふるさと納税費でございます。今回、寄附件数、金額の増加に伴いまして、諸経費等につきまして1,385,739千円の増額補正を行いまして、補正後の額を5,156,646千円といたしております。

補正の内訳といたしましては、まず、ふるさと納税謝礼品の報償費が837,747千円、それから、印刷用紙やコピーのトナーなどの消耗品費が2,000千円、寄附証明書等の郵送代といたしまして、通信運搬費が4,000千円、寄附を受け付ける際のクレジット決済手数料が6,948千円、それから、ふるさと納税の事務処理を行う際に必要なシステムの保守委託料が44千円、寄附金の受け付けサイトの利用料が35,000千円、そして、最後でございますけれども、次のページの最上段でございますが、ふるさと納税基金の積立金といたしまして5億円となっております。

私からの補足説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺崎太彦君）

ほかに補足説明はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

補足説明がないようですので、以上で提案理由の説明を終わります。

日程第5 議案第49号

○議長（寺崎太彦君）

日程第5．議案審議。

議案第49号 上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第49号の質疑を終結いたします。

日程第6 議案第50号

○議長（寺崎太彦君）

日程第6．議案審議。

議案第50号 特別職の給与条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第50号の質疑を終結いたします。

日程第7 議案第51号

○議長（寺崎太彦君）

日程第7．議案審議。

議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第51号の質疑を終結いたします。

日程第8 議案第52号

○議長（寺崎太彦君）

日程第8．議案審議。

議案第52号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第4号）。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（吉田 豊君）

事項説明の4ページになりますが、寄附金の増額が5億円に対して報償費が837,000千円ということで、今まで聞いておったのは寄附金の半額が報償費ということで聞いておりますが、この3億円にわたる上積みの分といいますか、寄附金を上回った分の説明をお願いいたします。

○まち・ひと・しごと創生室長（北村 玲君）

寄附金に対する返礼品、報償費でございますけれども、先ほど吉田議員おっしゃるとおり、寄附金に対して送料を込みましておおむね6割程度の返礼を行っているところでございます。したがって、今年度の寄附金につきましては、当初の想定20億円から今回5億円の増額を見込んで25億円としておりますので、今年度の寄附に対する返礼品の金額としましては、5億円の増加に対する60%、つまり、3億円の補正増額になりますけれども、27年度に寄附をいただいたものにつきまして、それに対して、今年度返礼品を調達してお送りをする分がございます。こちらにつきましては、昨年度の当初予算の策定時に28年度に持ち越して支出する分を360,000千円というふうに計上しておりましたが、年度末、それから、年度を越しまして、実績額としましては、27年度に寄附いただいたものに対して28年度に支出を行った分が890,000千円ほどございましたので、そこで大体5億円強またふやさないといけないという状況が出てまいりましたので、先ほど申し上げました28年度の寄附金に対する謝礼品の増額3億円に、この5億円強をプラスして、今回、8億円強の増額補正をお願いしているということでございます。

以上でございます。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（寺崎太彦君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

ないようですので、議案第52号の質疑を終結いたします。

日程第9 討論・採決

○議長（寺崎太彦君）

日程第9. 討論・採決。

議案第49号 上峰町職員給与に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

議案第50号 特別職の給与条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

議案第51号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案どおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

議案第52号 平成28年度上峰町一般会計補正予算（第4号）の討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺崎太彦君）

討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（寺崎太彦君）

起立全員であります。よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして会議を閉じます。平成28年第5回上峰町議会臨時会を閉会いたします。
御協力ありがとうございました。大変お疲れさまでした。

午前9時59分 閉会

上峰町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

上峰町議会議長 寺崎 太彦

上峰町議会議員 吉田 豊

上峰町議会議員 田中 静雄